

医療費控除の対象になるもの・ ならないもの(続編)

医療費控除の対象になる治療・ならない治療

①医療費控除の対象となる治療(例)

- ・病院(医師)へ支払った診療代、入院費 ・海外旅行先で支払った医療費
- ・治療のために購入した医薬品代(一般の薬局で購入したものも含む)
- ・治療のためのあんま、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復師への診療代
- ・助産婦による分娩の介助料 ・不妊症の治療費 ・保健師、看護師などに依頼した代金
- ・通常必要な通院費用、入院の部屋代、食事代、医療用器具の購入代や賃借料(必要な場合に限る)
- ・義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入代
- ・指定介護老人福祉施設に入所する人の介護費と食費の自己負担額の1/2相当額及び居宅サービスの自己負担額で一定のもの ・おむつ代(医師が必要と認めた場合)

②医療費控除の対象とならない治療費(例)

- ・人間ドッグ※ ・健康診断※ ・美容整形 ・診断書の作成料 ・健康増進が目的の治療
- ・疾病予防のための治療 ・医師の指示によらない差額ベッド代 ・病室で見る有料テレビ代
- ・通院のための自家用車のガソリン代、駐車場代 ・めがねの購入費 ・医師や看護師への心づけ

※1.もし健康診断や人間ドッグで病気などが見つかった場合、医療費控除の対象となります。

※2.補聴器は医師等の治療を受け、その診断の結果、必要と認められる場合のみ、医療費控除の対象。

医療費控除の計算方法

医療費控除とは、「1月1日～12月31日」までの間に支払った医療費が「10万円超える」場合、または、「総所得の5%(総所得金額200万円未満の人)を超える」場合、「最高200万円」まで税金の還付、軽減が受けられる所得控除のことで、この医療費控除は年末調整では控除できませんので、還付を受けるためには「確定申告」が必要です。

医療費控除の計算方法

その年に支払った医療費総額 - 医療費を補填する保険金など = 「A」
10万円、または総所得金額が200万円未満の人の場合は総所得の5%の額 = 「B」
「A」 - 「B」 = 「医療費控除額(最高200万円)」

具体的には・・・

「支払った医療費が20万円」 - 「保険金で補填された金額5万円」 = 「15万円(A)」

「15万円(A)」 - 「10万円(B)」 = 「5万円(医療費控除額)」となります。

【今月の経営格言】 経営者は「原理原則」に則って決断をする by 稲森和夫(京セラ会長)

経営者は、会社の最終意思決定者です。経営の知識や経験を持っていなくても、経営者である以上は、日々のあらゆるケースで決断を迫られます。したがって経営者は「決断する時の座標軸」を明確にしておく必要があります。稲森和夫の座標軸は「人間として、正しいことか、悪しきことか」

【人間の原理原則】 公平・公正・誠実・誠意・正義・博愛・正直・素直・・・といった一般的な倫理観に則っていれば、経営の知識や経験が乏しくても、そう大きく間違えることはありません。

「まわりの人もそうしているから」「たいていの会社は、こうだから」と他人軸で考えていたら、判断を誤ってしまいます。組織や財務、利益の分配についても「原理原則」にさかのぼって徹底して考える。そうすれば、筋の通った経営が可能になるのです。「図解 稲森和夫の経営早わかり」より